

平成26年度地下水質調査結果について

1 概況調査

(1) 調査の概要

地下水の水質汚濁に係る環境基準の維持達成状況を調査するため、全県を4キロメートル四方に区分し、山間部を除く15メッシュ(群馬県99、前橋市13、高崎市18、伊勢崎市9、太田市12)の井戸について、地下水質の調査をしました。

(2) 調査項目別井戸数及び調査実施時期

実施主体	調査井戸数		調査項目	調査実施時期
群馬県	99	99	A項目(注1)	11-12月
		47	B項目(注1)	
		23	C項目(注1)	
		19	D項目(注1)	
前橋市	13		28項目(注2)	12月
高崎市	18			11月
伊勢崎市	9			1月
太田市	12	10	15項目(注3)	
		2		

(注1)県が実施する99井戸では、過去の結果等を勘案し、対象物質を4段階に区分して調査しています。一つの井戸で複数の項目を調査することもあります。4段階の区分は次のとおり。

- ・A項目
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- ・B項目
カドミウム、鉛、砒素、ジクロロメタン、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、ふっ素、ほう素、
- ・C項目
六価クロム、総水銀、アルキル水銀(総水銀が検出された場合のみ)、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、ベンゼン、1, 4-ジオキサン
- ・D項目
全シアン、PCB、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン

(注2)28項目とは、A～D項目のすべて。

(注3)15項目とは、次のとおり。
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、カドミウム、鉛、砒素、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、ふっ素、ほう素、1, 4-ジオキサン

(3) 調査結果

調査を実施した151本の井戸のうち、17本の井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しました。この他の調査項目で環境基準の超過はありませんでした。

○平成26年度地下水質概況調査環境基準超過一覧(単位:mg/l)

井戸番号	所在地	硝酸性窒素等*
3-26	前橋市富士見町時沢	53
7-26	前橋市五代町	13
20-15	高崎市下室田町	16
33-26	伊勢崎市香林町二丁目	13
37-26	伊勢崎市堀下町	19
43-26	伊勢崎市境伊与久	13
46-26	伊勢崎市境小此木	15
48-26	太田市六千石町	18
51-26	太田市新田大町	14
55-26	太田市小角田町	11

井戸番号	所在地	硝酸性窒素等*
65-26	渋川市金井	30
75-26	藤岡市西平井	21
90-26	安中市東上秋間	36
47-26	みどり市笠懸町阿左美	13
87-26	甘楽町天引	15
118-26	みなかみ町師田	19
144-1	板倉町飯野	15
環境基準(環境省告示第10号)		10

*硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

※井戸番号の「-」の前の数字が、メッシュ番号を表します。

(参考) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の過去10年間の環境基準超過状況

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
調査実施数	105	88	88	151	151	151	151	151	151	150	151
基準超過数	29	12	17	29	27	23	33	30	16	14	17
超過率(%)	27.6	13.6	19.3	19.2	17.9	15.2	21.9	19.9	10.6	9.3	11.3

2 継続監視調査

(1) 調査の概要

概況調査等により地下水の汚染が明らかになった地域について、継続的に監視を行うための調査です。
国土交通省が実施している定点観測も、継続監視調査に位置づけています。

(2) 調査項目別井戸数及び調査実施時期

測定機関	汚染地区			定点観測*	計	調査時期
	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	揮発性 有機化合物等	重金属等			
群馬県	20	11	2	—	33	9月
前橋市	—	14	—	—	14	8月、1月
高崎市	—	4	—	—	4	4月、10月
伊勢崎市	—	6	3	—	9	9月、2月
太田市	—	—	—	—	—	—
国土交通省	—	—	—	3	3	8月、11月
計	20	35	5	3	63	

*定点観測: 概況調査における28の調査項目について、調査を行いました。

(3) 調査結果

汚染物質の検出濃度は、概ね前年並みでした。

なお、複数年にわたり環境基準を達成している地区については、随時、調査を終了します。

3 井戸の所有者に対する指導

環境基準を超える値が検出された井戸の所有者に対して、飲用を控えるよう指導を行いました。

4 地下水の水質保全のための主な取り組み

工場・事業場に対する有害物質の適正な取扱い及び地下浸透防止の指導を実施しています。

また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、次のような取り組みを実施しています。

ア 農業関係

環境への負荷が少ない施肥技術の普及を行っています。

イ 畜産関係

家畜排せつ物の適正な処理及び管理の指導を行っています。

ウ 生活排水関係

「群馬県汚水処理計画」に基づき、地域の実情に即した生活排水施設の整備を進めています。